

守山商工会議所会費基準表(会費規則)

区分	会費基準(年額)	
①市内にある個人	一律12,000円	
②本社が市内にある法人	資本金並びに払込出資総額をもって下欄の「基準表」を適用する	
③本社が市外にある法人	投下資本金を下欄の「基準表」に適用する $\text{投下資本金} = \frac{\text{守山市内の正従業員数}}{\text{全社の正従業員数}} \times \text{資本金}$	
④NPO法人・社会福祉法人・	一律33,000円	
⑤特別会員 (守山市内に事業所を持たない会員)	法人	上記②または③の方法で算出した1/2。ただし33,000円を下限に
	個人	一律12,000円

※年度途中の加入、退会の際は会費は月割りで処理します。

基準表

ランク	資本金または払込出資金	会費年額	会費月額
A	～ 500万円未満	24,000	2,000
B	500万円～1,000万円未満	33,000	2,750
C	1,000万円～2,000万円未満	42,000	3,500
D	2,000万円～3,000万円未満	51,000	4,250
E	3,000万円～5,000万円未満	78,000	6,500
F	5,000万円～7,500万円未満	114,000	9,500
G	7,500万円～ 1億円未満	120,000	10,000
H	1億円～ 5億円未満	210,000	17,500
I	5億円以上	216,000	18,000

特定商工業者負担金

市内の特定商工業者(※)については、上記の一般会費の他、年間2,000円の法定台帳管理費が必要です。

- ※ 特定商工業者とは、守山市内で6ヶ月以上経営されており、
 ①資本金300万円以上の法人事業所または②常時雇用する従業員の数が20人(商業またはサービス業は5人)以上である商工業者をいいます。

部会費

工業部会費	6,000円/年間
建設部会費	6,000円/年間

<会費の納入について>

- ・口座振替の場合
 - 4月27日引落し(前期会費・部会費)
 - 10月27日引落し(後期会費・特商負担金)
 - ※振替えができなかった場合は翌月に再振替えを行います。
- ・納付書扱いの場合
 - 4月に納入通知書(請求書)を送付(前期会費・部会費)
 - 10月に納入通知書(請求書)を送付(後期会費・特商負担金)

ご入会時の初回会費につきましては、月割計算となり納入通知書(請求書)でのご対応となります。